

当院では処方箋の表記について

「一般名処方」を行っております



「一般名処方とは」？

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品を提供することができるよう、薬剤の有効成分をもとにした

一般名処方を行っております。

※よく似た名称のお薬が多いため薬品の後に（先発品〇〇）と記載しているものもあります

処方せん	
（この処方せんは、1000番通帳付処方せんです。）	
診療科	処方科
患者氏名	性別
年齢	生年月日
住所	〒
電話番号	
医師	薬剤師
処方内容	【般】△△△錠 10mg 1錠 分1 就寝前 7日分
調剤薬局	
調剤薬局名	
調剤薬局住所	
調剤薬局電話番号	

一般名で記載

「一般名処方」のメリット？

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります